

春日部市大風文化交流センター「ハルカイト」自動販売機運営事業
仕様書

1. 事業名

春日部市大風文化交流センター「ハルカイト」自動販売機運営事業

2. 設置施設

(1) 名称

大風文化交流センター「ハルカイト」(以下「本施設」という。)

(2) 場所

埼玉県春日部市西宝珠花593番地

(3) 概要

開所日	令和6年8月1日
敷地面積	13,054.46㎡
延床面積	3,570.74㎡
休所日	火曜日(祝日の場合は翌平日) 年末年始(12/29～翌1/3)
開所時間	8:30～17:15(貸出利用時間は9:00～21:00)
職員数	8名程度/日(委託事業者含む)
来所者数 ※部屋ごとの 延べ人数	・令和6年8月～12月の平均 約1,800人/月 ・直近3ヶ月(令和6年10月～12月)の平均 約2,500人/月

3. 設置概要

(1) 場所・台数

設置可能場所は、本施設1階の体育館連絡通路1台、交流室1台である。

設置台数は、1台又は2台とし、1台設置の場合は体育館連絡通路に設置すること。

(2) 自動販売機寸法(目安)

高さ1,900mm、幅1,200mm、奥行850mm

(3) 電源

コンセントあり(100V)

※設置高さ:体育館連絡通路1,800mm、交流室2,200mm

4. 事業期間

- (1) 協定書を締結した年度を初年度とした3か年度とする。ただし、設置場所に係る行政財産使用許可は、1年度を単位として手続きを行う。
- (2) 事業期間終了後も継続して本事業の運営を希望する場合は、事業期間終了6か月前までにその旨申し出ることとする。
当該申出があった場合、運営実績等を勘案して、優先的に協議する。

5. 設置条件

- (1) 設置する自動販売機は、転倒防止等の必要な安全対策を講じること。
- (2) 機器の不具合や利用者からの要望等に対応するための連絡先を、設置する自動販売機の見やすい位置に表示すること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (4) アルコール類の販売は認めない。
- (5) 空き容器回収箱及びペットボトルキャップ回収箱を、その用途が分かるよう表示し、自動販売機1台ごとに1箱ずつ設置すること。

6. 運営条件

- (1) 行政財産使用許可部分については、春日部市行政財産使用規則（平成17年10月1日規則第133号）を遵守すること。
- (2) 販売物は定期的に補充し、在庫切れを生じさせないように努めること。
- (3) 故障等によりメンテナンスが必要な場合は、迅速に対処すること。
- (4) 利用者等からの要望や苦情等には、運営事業者が直接対応すること。
- (5) 自動販売機周辺を清潔に保つため、空き容器回収箱を定期的に回収すること。
回収時に、回収箱が汚れている場合及び当該自動販売機の販売物に起因すると思われる汚れが周囲にある場合は、清掃を実施すること。
なお、ペットボトルキャップは、本市が処理するため回収不要である。
- (6) 販売物等に関係のない第三者への利益誘導となる、または、公共施設に相応しくない広告や表示物を掲示しないこと。
- (7) 当市が実施する修繕や点検等に対して、全面的に協力すること。

7. 費用負担等

- (1) 事業者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

ア 自動販売機及び付帯設備の設置、撤去に係る費用

イ 行政財産使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理、その他販売に係る諸経費

ウ 行政財産使用料（春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年10月1日条例第79号）に基づき算出した額とする。）

《参考値（令和6年度）》

体育館連絡通路 1㎡あたり19,320円／年

交流室 1㎡あたり19,680円／年

（2）電気料は当市が負担するので、その旨を加味した売上手数料を提案すること。

（3）売上手数料は、月末締め翌月払いとする。

同手数料を算出するため、月ごとの自動販売機の販売実績を翌月7日（休所日の場合は翌開所日）までに提出すること。

8. 原状回復及び返還

事業者は、行政財産使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了し引き続き運営しないこととなったときは、速やかに自己の費用で原状回復すること。

9. 損害賠償

事業者は、故意または過失により当市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。

なお、第三者に損害が生じた場合は、直ちに状況を当市へ報告すること。

10. 留意事項

（1）災害等のやむを得ない事由により、自動販売機を撤去又は移動する必要がある場合、事業者は損害又は損失が生じて、当市は賠償等を行わない。

（2）事業者は、事業の全部を第三者に委託してはならない。ただし、当市の承諾を得た場合は、事業の一部を第三者に委託することができる。

（3）当市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項に定めるもののほか、事業者の責めに帰すべき事由により当市に不利益を生じさせた場合、行政財産使用許可を取り消すことができる。その場合、既に納付された手数料等は返還しない。

（4）本仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、当市と事業者の協議により決定する。